

秋田地方最低賃金審議会

議 事 錄

令和2年度 第1回

令和2年7月1日（水）開催

1 日 時 令和2年7月1日（水） 15時00分～15時40分

2 場 所 秋田市文化会館 第6会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中5名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 白木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

秋葉 宏 今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸 畠山百合子

使用者委員 5名中5名出席

倉部稲穂 佐藤宗樹 堀江重久 若泉裕明 脇 正雄

〔事務局〕秋田労働局

甲斐労働局長 酒井労働基準部長 柳原賃金室長

佐藤賃金指導官 佐々木賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 会長代理の選出について
- (2) 令和元年度の審議経過と総括について
- (3) 令和2年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について
- (4) 令和2年度審議方針について
- (5) 令和2年度審議日程について
- (6) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会委員名簿（第48期）

資料番号2 令和元年度秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表 ほか

資料番号3 令和2年度審議方針（案）

資料番号4 令和2年度審議会等開催予定・素案

資料番号5 令和2年度答申日別最短効力発生予定一覧表

資料番号6 秋田地方最低賃金審議会運営規程

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程

資料番号8 秋田地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

資料番号9 関係する法条項等

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和2年度第1回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の任期は昨年度から今年度までの2年間となっております。今年度も引き続きよろしくお願ひいたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員が、ご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

また、今年度から公益代表委員1名、労働者代表委員1名が任期途中で変更となつておりますのでご紹介いたします。

公益代表委員の伊藤委員です。

○伊藤委員

伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○杉本賃金調査員

労働者代表委員の今井委員です。

○今井委員

今井でございます。よろしくお願ひいたします。

○杉本賃金調査員

現在の秋田地方最低賃金審議会委員につきましては、会議資料1において名簿を示しておりますのでご確認ください。

次に、秋田労働局長及び本審議会の事務局を務めます職員を紹介させていただきます。

はじめに、秋田労働局長の甲斐です。続いて、労働基準部長の酒井です。賃金室の職員ですが、賃金室長の柳原です。賃金指導官の佐藤です。賃金指導官の佐々木です。私、賃金調査員の杉本でございます。不手際な点もあろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事進行につきましては、赤坂会長にお願いいたします。

○赤坂会長

赤坂です。昨年度に引き続き、秋田地方最低賃金審議会の会長として、また公益委員代表として、審議に当たりましては公正中立の立場で臨みますので、よろしくお願ひいたし

ます。

議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名したいと思います。議事録署名は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条において、会長のほかに会長が指名した委員2名が署名するとなっております。今回は労働者代表佐藤委員、使用者代表脇委員にお願いします。

○赤坂会長

それでは議事に入ります。議題の1は「会長代理の選出について」でございます。

前委員の嶋崎委員が会長代理を務めておりましたが、退任されましたので、新しく会長代理を選出したいと思います。会長代理の選出については、最低賃金法第24条第4項において、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされていますが、従来からこの審議会では、公益代表委員の間で互選をしていただき、労使委員双方から承認をいただくという形で進めてきました。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

ご異議なしということですので、従来のとおり進めさせていただきます。

本会議に先立ち、公益代表委員による打ち合わせにおいて、会長代理の候補が互選されていますので、公益委員を代表して長岐委員から報告をお願いします。

○長岐委員

公益委員で互選した結果について報告します。会長代理に臼木委員をお願いいたします。

○赤坂会長

ただ今、ご報告いただきましたとおり、会長代理に臼木委員を選出することで、ご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

ご異議なしということで、会長代理を臼木委員にお願いいたします。

次に、議題の2「令和元年度の審議経過と総括について」ですが、事務局から報告してください。

○柳原賃金室長

本来でしたら、3月に開催を予定しておりました令和元年度第6回本審で報告させていただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたので、今回ご報告させていただきます。

お手元の水色の冊子の資料のインデックス番号2になります。なお、この資料につきましては事前に委員の皆様にお送りしておりますので、概要により説明いたします。

はじめに県最賃について、次に各特定最低賃金についてご報告いたします。

県最賃の専門部会での審議は、令和元年7月31日の専門部会からはじまり、8月7日の専門部会の結論を経て、同日の本審の採決で結審しております。

また、特定最低賃金につきましては、令和元年9月19日の合同専門部会からはじまり、10月23日の第3回自動車小売業専門部会をもって、全て結審しております。

まず、資料3ページの秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表でございます。

この一覧表は、昨年度の本審、各専門部会等の開催日や一連の関係する日程等について、その状況をまとめて記載しているものでございます。

続きまして、5ページ資料2-2は、昨年度の全ての本審、各専門部会等の開催日の実績をまとめたものでございます。

次に、7ページから10ページ資料2-3は、各専門部会、特定最賃を含めた秋田地方最低賃金審議会全体の審議経過の概要でございます。

はじめに、7ページですが、7月2日の第1回本審では、最低賃金の改正決定につきまして諮詢させていただき、審議方針等を決めていただいたところであります。

その後中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金額改定の目安が答申されました。秋田県などが含まれておりますDランクは、26円の引上げ額が示され、これを受けまして、7月31日に第2回本審を開催し、目安の伝達を行いました。また、賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率がDランクでは、+1.9%になっていることや賃金実態調査結果等の説明を行っております。

この本審に引き続き、第1回専門部会が開催され、部会長及び部会長代理を選出後、参考人2名の方から意見聴取を行いました。その後、金額審議に入り、労使双方から秋田県最低賃金の改正に係る基本的考え方と金額提示を行っていただき、その後、金額審議を行っております。

8月2日に第2回専門部会を、8月5日に第3回専門部会を開催しておりますが8月7日に第4回専門部会を開催し、金額審議を行いましたが労使の合意に至らず、秋田県最低賃金を28円引上げ、790円とする内容の公益見解を示し採決を行った結果、賛成過半数で結審しました。

また、8月7日に行われた第4回本審では、専門部会報告を受け秋田県最低賃金を28円

引上げて、時間額790円に改定する内容で答申することについて採決を行ったところ賛成多数で結審し、当日、局長に答申しております。

途中、7ページに戻って一番下になりますが、8月5日には、第3回本審を開催し、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問しております。

8ページに戻り、8月23日には特別小委員会を開催し、既設の4つの特定最賃の改正の必要性の有無について、審議いたしました。

いずれの特定最賃についても全会一致で必要性ありとの結論に達し結審しております。

同じく8月23日には、8月7日の答申に対しまして、異議申出が10件ございましたので、第5回本審を開催し、異議の取扱いについて審議を行い、8月7日の答申どおり決定することが適当であるとの答申をいただきました。

これによりまして、その後の官報公示の手続きを経て、10月3日に改定された最低賃金額790円が発効することとなりました。

続きまして、4つの特定最低賃金専門部会の審議経過と結果につきまして、報告させていただきます。

資料は11ページから26ページになります。はじめに、11ページ資料2-4は、非鉄金属製錬・精製業専門部会の審議経過等でございますが、9月19日に合同専門部会を開催し、その後2回の専門部会を経て、10月17日、時間額を20円引上げ891円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

審議結果といたしまして、12ページに報告書を、13ページ目に報告書の別紙を添付しております。

また、14ページが答申文でございます。こちらの説明は割愛させていただきます。

続きまして、15ページ資料2-5は、電子部品・デバイス等製造業専門部会の審議経過等でございますが、非鉄と同様に2回の専門部会を経て、10月7日、時間額を25円引上げ833円とすることを全会一致で議決し、結審しております。16ページから18ページについては説明を割愛させていただきます。

続きまして、19ページ資料2-6は、自動車製造業専門部会の審議経過等でございますが、同様に2回の専門部会を経て、10月16日、時間額を28円引上げ873円とすることを全会一致で議決し、結審しております。20ページから22ページについては説明を割愛させていただきます。

最後でございますが、23ページ資料2-7は、自動車小売業専門部会の審議経過等でございますが、同様に2回の専門部会を経て、10月23日、時間額を23円引上げ861円とすることを全会一致で議決し、結審しております。24ページから26ページについては説明を割愛させていただきます。

以上の結果、4つの特定最賃とも全て全会一致で結審され、発効日につきましても当初の申し合わせのとおり、12月25日に同時発効することができました。

委員の皆様には精力的にご審議をいただきましたこと、また審議会等の円滑な運営にご尽力いただきまして、お礼申し上げます。

令和元年度の審議経過と総括について、事務局からの報告は以上でございます。

○赤坂会長

ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

特ないようですので、次に、議題の3「令和2年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について」となっています。

改正諮問があるようですので、諮問をお受けしたいと思います。それでは、局長、諮問をお願いします。

○甲斐労働局長

最低賃金法第12条に基づき、令和2年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にお願いですが、カメラ取りはここまでとさせていただきます。ご協力を
お願いいたします。

それでは会長引き続きよろしくお願ひいたします。

○赤坂会長

局長から諮問をお受けしました。

事務局から各委員に本諮問文の(写)を配付してください。

配付が終わりましたら、読み上げてください。

【 事務局より各委員に諮問文(写)配付 】

○柳原賃金室長

それでは、秋田県最低賃金の改正決定の諮問文を読み上げます。

(写)

秋労発基0701第1号

令和2年 7月 1日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田労働局長

甲斐 三照

秋田県最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金(昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

○赤坂会長

諮問にあたりまして、局長からご挨拶をいただきたいと思います。

○甲斐労働局長

改めまして秋田労働局長の甲斐でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

令和2年度の最低賃金改正決定の諮問にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、日頃から大変お忙しい中、審議会委員としてご協力をいただきますことに、御礼申し上げます。

ご承知の通り、新型コロナウイルス感染症の影響で全国又は秋田県内においても雇用失業情勢に大きな影響を与えております。そういった状況の中でございますが、本年の最低賃金の審議につきましては、先週26日に中央最低賃金審議会の審議がスタートし、地域別最低賃金額改定の目安について諮問されたところです。その際にコロナウイルス関係の影響から大臣の発言内容に、政府から「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均1,000円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、特に中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう」にとの考え方方が示されております。

委員の皆様には、このような状況についても配意しつつ、昨年度同様秋田県の現状や今後の在り方等を踏まえた、充実した審議をお願いいたします。

最低賃金につきましては、すでにご承知のとおり、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして重要な役割を果たしており、本県の労働者並びに使用者の方々をはじめ県民全体にとって大きな関心事であり、その重要性はますます高くなっています。

私ども事務局といたしましても、新型コロナ感染防止に配慮したうえで、皆様のご要望等に迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、県民の期待に応

えるべく活発かつ充実したご審議を改めてお願ひ申し上げまして、諮問に当たっての挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願ひいたします。

○赤坂会長

ただ今、局長から秋田県最低賃金の改正決定について調査審議を求められました。

本日の諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項の規定により秋田地方最低賃金審議会専門部会を設けて、そこで調査審議することとなります。

それでは、事務局から諮問後の事務的な手続き等について、説明してください。

○柳原賃金室長

本日、令和2年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から、意見を聞くこととなります。このための公示を本日行います。

また、専門部会委員の推薦公示につきましても本日行います。

公示期間についてですが、意見聴取と専門部会委員の両公示期間を令和2年7月15日水曜日までといたしますので、よろしくお願ひいたします。

○赤坂会長

ただ今、事務局から説明のあったとおり、意見聴取と最低賃金専門部会の委員の候補者の推薦等の公示に係る事務手続きについて、進めていただくこととしてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、そのように進めていくこととします。

次に、議題4の「令和2年度審議方針」について事務局から説明してください。

○柳原賃金室長

審議方針の案につきましては、資料3としてお付けしております。

あらかじめ会長及び労使の各代表委員に、昨年度の審議方針を改正する必要があるかについてご意見を求めましたところ、改正する必要はないとのことでありましたので、令和2年度審議方針(案)として提案いたします。要点のみご説明します。

この審議方針(案)の1の(1)の工に「専門部会において、各側の出席委員全員の意思が

一致した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用すること」とあります。

最低賃金審議会令第6条第5項には審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。と規定されておりますので、専門部会において全会一致で決議がなされれば専門部会の決議をもって本審の決議に代えるというものであります。

なお、全会一致で決議がなされた場合でも、本審の場で報告させていただきます。以上です。

○赤坂会長

本年度の審議方針は、この審議方針(案)のとおりとすることによろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、そのように決定することとします。

なお、事務局の説明にもありました、当審議会は審議会令第6条第5項の適用を定めておりまして、専門部会では、是非全会一致の決議に向けて円滑な審議にご協力を願いたいです。

次に、議題5の「審議日程」について審議いたします。

今年度の審議日程について説明してください。

○柳原賃金室長

それでは、今年度の審議日程について説明いたします。資料4をご覧願います。

本年度は、目安答申が示されるのは中賃のスケジュールから7月22日と予想されますが、確定したものではありません。

このため、現時点で想定している日程は、あくまでも7月22日に目安答申が示されることを前提に、早期の改正発効を目指すこととしたものであることにご留意願います。

7月27日の本審、ここでは、中賃の目安伝達を行う予定です。

同じ日の本審終了後に、第1回専門部会を開催し、ここでは、後ほど説明いたしますが、公示に基づき関係労使から意見書が提出された場合に、意見陳述等を行うことを予定しております。その後、金額審議に入り、労使の基本的考え方を述べていただきたいと思っております。

それから、7月31日に第2回専門部会での金額審議を経まして、8月5日の専門部会での結審を事務局としては目指したいと考えておりますが、場合によっては、日程がずれ込

むこともあるかと思われますので、8月6日を予備日としております。何卒、日程の確保をお願いいたします。

資料5をご覧ください。先程、8月5日の専門部会での結審を目指したいと説明いたしましたが、今年度は暦の関係で、答申日と書かれている左端の欄の8月5日水曜日に結審できれば、右端の欄に発効予定日と書かれている10月1日になります。しかし、これを過ぎた8月6日に結審となりますと、発効日は10月2日となるため、8月5日の結審が重要な意味を持つことになります。

また資料4に戻っていただきまして、答申後、異議の申し立てがあった場合は、8月下旬に本審を開催することになります。さらに、9月、10月と特定最低賃金にかかる日程もありますので、今後日程調整させていただきたいと思います。以上でございます。

○赤坂会長

ただ今の事務局の説明について、何か質問等ございますか。

特にないようですので、それでは、先ほど事務局からも説明がありましたが、中賃目安答申次第で流動的な面はありますが、現段階においてはこの審議日程に沿って審議会を開催することでよろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、そのようにいたします。

次に、議題6の「その他」に移ります。事務局で何かありますか。

○柳原賃金室長

その他として意見聴取について提案させていただき、また最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策及び参考資料集についても説明させていただきます。

○赤坂会長

それでは最初に、1点目の意見聴取について、提案理由を説明してください。

○柳原賃金室長

意見聴取について説明させていただきます。さきほど、局長から最低賃金の決定について質問させていただきましたので、事務局では本日、最低賃金法第25条第5項に基づく諮問に係る意見聴取の公示を行いますが、この意見聴取の公示に対して、意見書の提出が昨

年もありましたので、今年も意見書の提出があるものと事務局では考えております。

仮に、例年と同様に意見書が提出された場合には、7月27日の専門部会で意見聴取することを予め議決していただければ、円滑な審議会運営ができると考えております。

それで、仮定の話で大変恐縮ではございますが、意見書が提出された場合について、7月27日の専門部会で意見聴取する方向で事務局が調整して良いか否かについてご審議いただきたいと考え、提案させていただきます。

ただ、例年と同様でないケースの場合には、改めてご審議いただきたいと考えております。以上です。

○赤坂会長

それでは、意見聴取について審議いたします。

この提案は、仮に意見書の提出があった場合に、その者から意見聴取するか否か、意見聴取する場合の日時を、あらかじめ決めて欲しいということですね。

仮に意見書の提出があった場合、7月27日の専門部会で意見聴取するかどうかについて、何か意見がありますか。

(委員から発言なし)

○赤坂会長

それでは、特に意見等もないようですので、仮に意見書の提出があれば、意見聴取することといたします。その場合は、第1回専門部会の7月27日に実施する方向で事務局が調整してください。

それでは次に、最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策及び参考資料集について、事務局から説明してください。

○柳原賃金室長

最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策について説明させていただきます。

本日カラーで印刷された資料を2種類お配りさせていただいております。

一つは、業務改善助成金のご案内と書かれたものです。表題以下3行目ほどのところに助成金の概要が示されておりまして、事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成するというものです。昨年は30円以上引上げという要件でしたが、今年度は25円コースからあり要件が拡充しております。

裏面をご覧ください。下の方に事例が2件載っておりますが、事例1は繊維製品製造業において新型電子ミシンを導入し、生産量の増大、さらに縫製パターンが多様化するなど生産性が向上し、併せて事業場内最低賃金を31円引上げたというもので、このケースでは

新型電子ミシンの導入にかかった費用の一部が助成されたというものです。

事例2のように、福祉施設における福祉車両などの購入費用なども助成金の対象になります。

また、この助成金以外では、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した事業主を対象とするキャリアアップ助成金や時間外労働削減や年休の促進に取り組む事業主に対する働き方改革推進支援助成金などの各種助成金があり、こちらについては、秋田労働局のホームページにも載せてあります。

小規模事業場で、事務員がいないような事業場では助成金申請のための事務手続きについても大変な負担になるかと思われますが、事業場が利用できる助成金にはどんなものがあるのかといったところから相談を受けつける窓口が、もう1枚のリーフレットになります。秋田働き方改革推進支援センターのご案内というものです。社会保険労務士等が助成金等の活用や賃金について無料で相談に応じるというものです。

最低賃金の引上げには、こうした事業場の支援が欠かせないものと考え、いろいろな機会に事業場に対して周知を図っているところです。

最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策についての説明は以上です。

最後になりますが、お手元に扁平ファイルで審議会の参考資料集を作成しております。この参考資料集につきましては、佐藤賃金指導官から説明いたします。

○ 佐藤賃金指導官

机上配付しております、オレンジ色の事務局で準備いたしました参考資料集について、簡単にご説明させていただきます。

説明の前に、昨年度まで資料配付しておりました秋田県雇用労働政策課発表の「春季賃上げ要求妥結状況調査(最終)結果」及び「年末一時金要求妥結状況調査結果」につきましては、平成30年度をもって調査終了しており、今年度から資料の添付がございませんのでご了承ください。

それでははじめに、資料1「令和2年度春闘 各機関別賃上げ集計状況」をご覧ください。それぞれの機関が集計した賃上げ率、妥結額が記載されております。賃上げ率、妥結額とも昨年同時期を下回っている状況です。

次に資料2秋田財務事務所発表資料の「県内経済情勢報告(令和2年4月判断)」をご覧ください。1ページ目の総論「総括判断」では「県内経済は、新型コロナウィルス感染症の影響により、経済活動が抑制されるなか、足下で大きく下押しされており、厳しい状況にある」としています。

資料3から資料6は、「令和元年4月の標準生計費」、「秋田市における一人世帯標準生計費」、「生活保護基準額」、「生活保護基準の推移」となっております。後ほどご覧いただきたいと思います。

資料7は「令和元年賃金構造基本統計調査(全国)の概況」でございます。1枚目、25ページから27ページに都道府県、性、主な産業別賃金が掲載されています。

資料8は「令和元年賃金構造基本統計調査(初任給)の概況」でございます。8ページに都道府県、性、学歴別の状況が掲載されております。

資料9、資料10は「令和元年 秋田市消費者物価指数(年報)」、「消費者物価指数 秋田市(令和2年4月分)」でございます。

4月分の概況を見ますと、総合指数は平成27年度を100として102.4となっており、前月と同水準で、前年同月比は0.4%の減少となっております。

資料11は「秋田県鉱工業生産指標月報(令和2年4月分)」でございます。秋田、東北、全国の全てで季節調整済指標が前月比マイナスとなっております。

資料12、資料13は「毎月勤労統計調査 平成31・令和元年 平均の概況(秋田県)」、「毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和2年4月分)」でございます。4月分速報では事業所規模5人以上の現金給与総額が前月比1.9%の減、前年同月比も1.9%の減となっております。

資料14は「秋田県内の雇用情勢(令和2年5月分)」でございます。有効求人倍率は、1.28倍で、前月比0.06ポイント減となり、「求人が求職を上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症の影響から改善の動きが弱まっている」状況となっています。

資料15は日本銀行秋田支店発表資料の「県内金融経済概況(2020年6月19日)」となっております。基調判断の県内概況は「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡がっており、厳しい状態となっている。」としています。

資料16は同じく日本銀行秋田支店発表資料の「秋田県内『全国企業短期経済観測調査』結果」(2020年3月調査)となっております。後ほどご覧願いたいと思います。

インデックス17を付しておりますが、追加の資料等があれば隨時ご提供したいと考えております。また、第2回本審開催までに今お配りした新しいデータが発表された資料につきましては、第2回本審時に資料を配付させていただきたいと考えております。以上です。

○赤坂会長

ただいまの参考資料集、リーフレットについて説明がありましたか、何かご質問はありますか。

ないようですので、次にその他についてです。何かありますか。

なければ、本日の秋田地方最低賃金審議会を終了いたします。次回は、7月27日月曜日に本審と専門部会が予定されていますので、よろしくお願いします。本日はお疲れ様でした。